

学 生 各 位

平成 29 年度第 4 ターム 専門科目 定期試験の実施について

平成 30 年 2 月 5 日 (月) から 2 月 13 日 (火) (2 月 6 日 (火) を除く。) に、下記のとおり第 4 ターム 専門科目 定期試験を実施しますので、十分注意し遺漏のないよう受験してください。

記

1 試験の曜限及び試験室について

別紙「平成 29 年度第 4 ターム 専門科目 定期試験実施日程表」のとおりです。
変更等がある場合もありますので、試験開始前にもう一度確認してください。

2 試験室への入室について

- (1) 学生の試験室への入室は試験開始の 10 分前からとします。監督者が入室に立ち会いますので、着席場所についてはその指示に従ってください。
- (2) 大教室 (E019、E020、E160、B227、B331、D340 の講義室) では、入室の際に整理券を配付しますので、その整理券の番号の座席の列に、前から順番に着席してください。
試験によっては、受験者数が座席数より多くなる場合がありますが、整理券を受け取れなかった学生は監督者が入室に立ち会っていますので、着席する場所についてはその指示に従ってください。整理券は、退室時に監督者が回収します。

3 受験時における注意事項

- (1) 試験の際は、必ず学生証を持参してください。
学生証を忘れた者は、試験開始前に学務課前の証明書発行機より仮学生証を発行してください。
- (2) 試験時間中は、学生証又は仮学生証を必ず机の上に置いてください。
学生証又は仮学生証を持たない学生は受験できません。
- (3) 受験にあたっては不正な行為をなすことなく、厳正な態度で臨んでください。
 - ① カンニングペーパー等を発見した場合も不正行為と見なします。
 - ② 監督者の指示に従わない場合も不正行為と見なします。

不正行為に対しては、「新潟大学学生の懲戒に関する規程」により、当該科目は不合格とし、それ以外の当該学期の全科目を履修取消とする等の処分が行われます。

- (4) 各自の所持品については、以下のとおり対応してください。

従わない場合は、不正行為と見なされる場合があります。

- ① 特に指示がない限り、学生証 (仮学生証) ・時計 ・ボールペン ・シャープペンシル ・鉛筆 ・

消しゴム以外の物を机の上に置かないでください。筆入れも置くことは許されません。

- ② 机の中には、何も置いてはいけません。机の中に物を置いている場合は、不正行為と見なされます。
 - ③ 教科書・参考書・ノート等は、鞆等に入れてください。（持込可の場合は除く。）
 - ④ スマートフォン等の電源を切り、鞆等に入れてください。（計時機能としての使用も認めません。）
 - ⑤ 鞆等及び手荷物は、椅子の下に置いてください。
- (5) 試験開始後20分までに入室した遅刻者については、監督者の許可を得て受験できます。
- (6) 試験開始後20分までは、受験者の退出は認められません。
- (7) 答案用紙が例え白紙であっても、すべての受験者は学部・学年・在籍番号・氏名を必ずインク（消せないボールペン等）により記入してください。シャープペンシルや鉛筆での記入は認められません。

平成30年1月11日

経 済 学 部 長